

国 都 計 第 1 3 3 号
令 和 2 年 3 月 1 9 日

都道府県、政令市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

無電柱化の推進に関する法律を踏まえた開発許可制度の運用について
(技術的助言)

貴職におかれましては、平素より開発許可行政の円滑かつ適切な運用にご尽力いただき、感謝いたします。

平成 28 年 12 月に施行された無電柱化の推進に関する法律(平成 28 年法律第 112 号。以下「無電柱化法」という。)第 12 条前段の実効性を担保するため、道路法施行規則の一部を改正する省令(平成 31 年省令第 32 号。以下「改正規則」という。)が平成 31 年 4 月 1 日に公布・施行されるとともに、国土交通省道路局より道路管理者に別紙のとおり「道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて」(平成 31 年 4 月 1 日付国道利第 43 号、国道メ企第 33 号、国道環第 122 号。以下「道路局通達」という。)、『道路法施行規則第 4 条の 4 の 2 の改正に伴う電線の占用の場所に関する技術的細目の取扱いについて』の運用上の留意事項について」(平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡。以下「道路局事務連絡」という。)及び『道路事業に併せた無電柱化を推進するための手引き』について」(令和元年 9 月 30 日付事務連絡。以下「道路局手引き」という。)が通知されたところです。

つきましては、開発許可制度においては、下記の事項に留意の上、適切に運用いただくようお願いします。

併せて、都道府県におかれましては、貴管内の市町村(政令市、中核市及び特例市を除く。)に対して、本通知を周知願います。

なお、本通知の内容については、国土交通省道路局並びに道路上の電柱又は電線の設置及び管理を行う事業者(以下「関係事業者」という。)と調整済みであることを申し添えます。

記

1. 無電柱化法について

無電柱化法第 12 条前段において、関係事業者は、社会資本整備重点計画法(平成 15 年法律第 20 号)第 2 条第 2 項第 1 号に掲げる事業(道路の維持に関するものを除く。)、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 4 条第 7 項に規定する市街地開発事業その他これらに類する事業が実施される場合には、これらの事業の状況を踏まえつつ、電柱又は電線を道路上において新たに設置しないようにすることとされている。「その他これらに類する事業」には都市計画法第 29 条の許可(以下「開発許可」という。)を受けて行う開発行為に関す

る事業も含まれると解されており、開発行為により新たに設置される道路（以下「開発道路」という。）においても無電柱化（電線を地下に埋設することその他の方法により、電柱又は電線の道路上における新たな設置を抑制することをいう。）が求められることとなる。

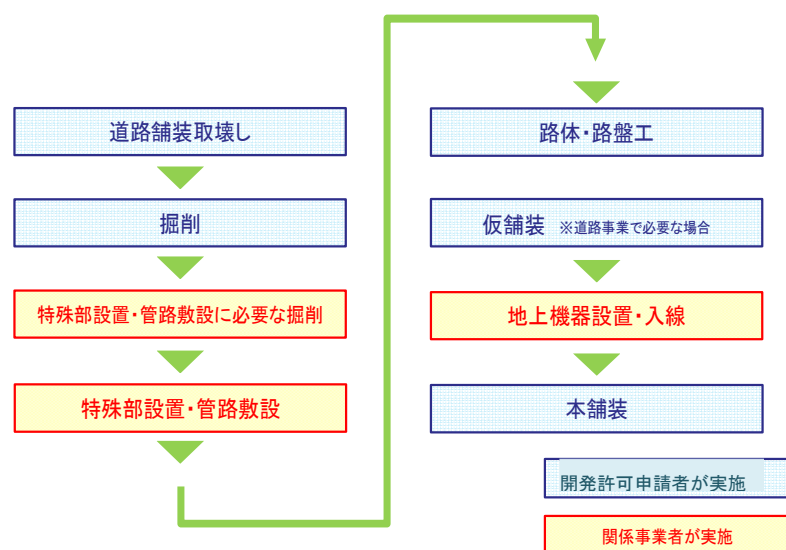
2. 開発道路における無電柱化について

開発道路が道路管理者に引き継がれる場合は道路法（昭和 27 年法律第 180 号）の適用を受けることとなり、変更された占用許可基準のほか、道路局通達、道路局事務連絡及び道路局手引きが適用されることとなるが、その整備主体が開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担及び関係事業者への通知については、以下のとおりとなる。

なお、無電柱化法の対象となる道路は道路法の適用を受ける道路に限定されているわけではなく、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）についても、技術上困難である場所を除き無電柱化が求められることとなるが、当該困難性への該当の判断については道路法の適用を受ける開発道路に準じた取扱いとする。

- （１）道路事業に併せた道路管理者と関係事業者の役割分担については、道路局手引き 3. で示されているが、開発道路は整備主体が道路管理者ではなく開発許可申請者となるため、開発許可申請者と関係事業者の役割分担は下記のとおりとなることに留意されたい。

- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複する部分については開発許可申請者が整備することを基本とする。具体的な工事内容の例として、開発行為による道路の新設、改修又は修繕に必要な舗装撤去工、掘削工、路体工、路盤工、舗装工等があげられる（下図参照）。
- ・ 関係事業者が行う無電柱化の工事のうち、開発道路の整備に必要な工事と重複しない部分については関係事業者が整備することを基本とする。具体的な工事の例として、特殊部の設置、管路の敷設、地上機器の設置、入線工事等があげられる（下図参照）。
- ・ なお、工事に係る費用の負担については、当該開発道路が整備後に道路管理者が管理を引き継ぐことが決定している道路である場合にはその点も十分に考慮しつつ、開発許可申請者と関係事業者の協議により決定する。



[図 役割分担の例（開発道路の整備と重複する部分を開発許可申請者が行う場合）]

- (2) 道路局通達 3.(3)のとおり、無電柱化に当たり道路を掘削する工事着手の 2 年前までに本工事が実施される旨の通知が必要となるが、開発道路については別紙により開発許可申請者から関係事業者へ通知を行う。

3. 開発許可権者の留意事項

- (1) 改正規則の施行により、管内地方公共団体が管理する道路の占用許可基準が変更されたため、開発許可に係る事務処理の円滑化を図る観点から、道路管理者と密接に連携をとることが望ましい。なお、公共施設管理者協議を受けた道路管理者は、道路法の適用を受ける開発道路の無電柱化に関する情報を、地方ブロック無電柱化協議会の場において共有することとなる（道路局手引き 4.）。
- (2) 開発許可の事前相談の段階から、開発許可申請者に対して、上記 1 及び 2 の内容に加え、道路管理者との公共施設管理者協議を速やかに行う等、無電柱化の促進に向けた指導・情報提供を行うことが望ましい。
- 特に 2.(2)の関係事業者への通知は、予備設計に着手する段階で開発許可申請者が行う必要があることに留意されたい。
- (3) 工事着手までの期間が 2 年未満であるため 2.(2)の関係事業者への通知がなされない開発道路や、道路管理者に引き継がれない開発道路（私道）等であっても、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等の観点から、可能な限り無電柱化の実施がなされることが望ましいことに留意されたい。

(別紙)

事業通知書

年 月 日

(関係事業者) 殿

開発許可申請者 印

無電柱化の推進に関する法律第 12 条に規定する事業について、下記のとおり通知します。

記

- | | |
|-----------------|--------------------------------|
| 1 事業の場所 | ●●県●●市●●町●●地区 |
| 2 事業の着手予定時期 | 令和●●年●●月 |
| 3 事業の完了予定時期 | 令和●●年●●月 |
| 4 事業の概要(予定) | 延長 L=●●m、幅員 W=●●m |
| 5 事業の進捗状況(予定含む) | 令和●●年●●月 予備設計着手予定 |
| 6 その他 | 例：位置図、平面図、横断図等 関係図書、全体工程等の参考資料 |

担当部署 連絡先

〇〇会社

電話：000-000-0000